

マージン率等の情報提供について

※原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。

※下記の情報（⑥を除く）は少なくとも毎事業終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

- ① 令和5年6月1日付 派遣労働者数 17人
- ② 令和4年度 派遣先事業所数（実数） 1事業所
- ③ 令和4年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）労働者派遣に関する
料金の額の平均額
18,352円（7.75時間 全業務平均）
- ④ 令和4年度（令和4年2月1日～令和5年1月31日）労働者派遣の
賃金の額の平均額
11,211円（7.75時間 全業務平均）
- ⑤ 令和4年度（令和4年2月1日～令和5年1月31日） マージン率
38.91%

$$\text{マージン率} = \frac{18,352 - 11,211}{18,352}$$

※百分率（％）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときには、これを四捨五入すること。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
 - ☐ 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（すべての派遣労働者）
当該労使協定の有効期限の終期（令和7年3月31日）
 - ☐ 締結していない
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援セウドに関する事項
訓練内容（受講）（キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容）
 - ダイオキシン特別教育
 - 大型自動車（第1種）運転免許
 - クレーン（5t未満）の運転特別教育
 - フォークリフト運転技能講習
 - 酸欠等（硫化水素ふくむ）特別教育
 - 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
 - ガス溶接技能講習
- ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項